

告 示

埼玉県告示第千三百五十七号

県営土地改良事業荒木地区（区画整理事業）の工事を令和三年三月十二日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕